



2025年12月17日

各位

会社名 株式会社エス・サイエンス
(コード番号 : 5721、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 総務部長 甲佐 邦彦
(TEL. 03-3573-3721)

(訂正) 「株主割当による新株予約権（非上場）の無償発行に関するお知らせ」
の一部訂正について

当社は、2025年12月15日付で公表しました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」につきまして、2025年12月17日付で公表した「(訂正) 「臨時株主総会開催に関するお知らせ」の一部訂正について」において、基準日等を変更したことに伴い、以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

記

1. 割当の概要（「第10回 新株予約権」）

【訂正前】

(1)	基準日	<u>2025年12月31日（水）</u>
(2)	割当日	<u>2026年2月18日（水）</u>
(3)	割当を受ける株主の有する株式の種類及び株主に割当られる新株予約権の数	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。
(4)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式2.5株 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における基準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
(5)	発行新株予約権総数（新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。）及び割当による潜在株式総数	(i) 発行新株予約権総数 本新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。なお、当社の2025年11月30日現在の発行済株式の総数（自己株式2,360株を控除後）175,143,389株を基にすると175,143,389個となるが、基準日は <u>2025年12月31日</u> であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。 (ii) 割当による潜在株式総数 基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）に2.5を乗じた数となる。ただし、末尾の「発行要項」第6項(3)により本新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。なお、当社の2025年11月30日現在の発行済株式総数（自己株式2,360株を控除後）175,143,389株を基にすると437,858,472株となるが、基準日は <u>2025年12月31日</u> であり、それまでに発行済株式総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。

(6)	新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額	(i) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権 1 個の目的である株式の数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。 (ii) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、 <u>基準日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）</u> である <u>2025年12月30日</u> の <u>東京証券取引所</u> における当社普通株式の普通取引の終値に 0.5 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り捨て）とした。
(7)	新株予約権の行使期間	2026年3月2日（月）から2026年5月29日（金）まで (中略)

(11)	その他投資判断上重要又は必要な事項	(省略) (vi) 本新株予約権は、株主の皆さまの意思を確認するために <u>2026年2月17日</u> に開催予定の臨時株主総会において普通決議がされることを停止条件として、その効力が発生するものとする。 (vii) 上記各号については、本新株予約権が金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。
------	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【訂正後】

(1)	基準日	2026年1月15日（木）
(2)	割当日	2026年2月27日（金）
(3)	割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割当てられる新株予約権の数	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。
(4)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たり、当社普通株式 2.5 株 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における基準となる株式である。なお、単元株式数は 100 株である。
(5)	発行新株予約権総数（新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。）及び割当てによる潜在株式総数	(i) 発行新株予約権総数 本新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。なお、当社の 2025 年 11 月 30 日現在の発行済株式の総数（自己株式 2,360 株を控除後）175,143,389 株を基にすると 175,143,389 個となるが、基準日は <u>2026年1月15日</u> であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。 (ii) 割当てによる潜在株式総数 基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）に 2.5 を乗じた数となる。ただし、末尾の「発行要項」第 6 項(3)により本新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。なお、当社の 2025 年 11 月 30 日現在の発行済株式の総数（自己株式 2,360 株を控除後）175,143,389 株を基にすると 437,858,472 株となるが、基準日は <u>2026年1月15日</u> であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。
(6)	新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額	(i) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権 1 個の目的である株式の数

	りの金額	に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。 (ii) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、 <u>2026年1月13日の株式会社東京証券取引所</u> （以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）とした。
(7)	新株予約権の行使期間	2026年4月1日（水）から2026年6月30日（火）まで

（中略）

		(省略) (vi) 本新株予約権は、株主の皆さまの意思を確認するために <u>2026年2月27日</u> に開催予定の臨時株主総会において普通決議がされることを停止条件として、その効力が発生するものとする。 (vii) 上記各号については、本新株予約権が金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件とする。
(11)	その他投資判断上重要又は必要な事項	

2. 割当ての日程

【訂正前】

日程	内容
2025年12月12日（金）	取締役会決議（臨時株主総会開催・株主割当）
2025年12月15日（月）	有価証券届出書提出、 <u>基準日設定公告</u>
<u>2025年12月31日（水）</u>	基準日（株主確定日）
<u>2026年2月17日（火）</u>	臨時株主総会
<u>2026年2月18日（水）</u>	割当日・効力発生日
<u>2026年3月2日（月）から 2026年5月29日（金）まで</u>	新株予約権の権利行使期間

（注）本新株予約権に上場の予定はありません。

【訂正後】

日程	内容
2025年12月12日（金）	取締役会決議（臨時株主総会開催・株主割当）
2025年12月15日（月）	有価証券届出書提出
<u>2025年12月17日（水）</u>	<u>有価証券届出書の訂正届出書、基準日設定公告</u>

<u>2026年1月15日（木）</u>	基準日（株主確定日）
<u>2026年2月27日（金）</u>	臨時株主総会
<u>2026年2月27日（金）</u>	割当日・効力発生日
<u>2026年4月1日（水）から 2026年6月30日（火）まで</u>	新株予約権の権利行使期間

(注) 本新株予約権に上場の予定はありません。

(中略)

3. 割当ての目的及び理由

【訂正前】

(1) 目的

(中略)

③今後の当社の成長戦略と本新株予約権の割当の目的

(中略)

また、当社が推進する Digital Asset Treasury (DAT) 戰略および中期的な事業展開の全体像につきましては、現在、事業計画（中期経営計画）の取りまとめを進めており、2025年12月24日に公表いたします。本新株予約権による資金調達を含む当社の成長戦略・財務戦略につきましては、当該事業計画において包括的にお示しいたします。

(中略)

【訂正後】

(1) 目的

(中略)

③今後の当社の成長戦略と本新株予約権の割当の目的

(中略)

また、当社が推進する Digital Asset Treasury (DAT) 戰略および中期的な事業展開の全体像につきましては、現在、事業計画（中期経営計画）の取りまとめを進めており、2026年1月中旬に公表いたします。本新株予約権による資金調達を含む当社の成長戦略・財務戦略につきましては、当該事業計画において包括的にお示しいたします。

(中略)

【訂正前】

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆さまの利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点を総合勘案し、今回の資金調達方法として、長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、基準日の直前の取引日である2025年12月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で、今後の当社の成長を見据えた投資機会を平等に提供させていただく、株主割当による新株予約権の無償発行（非上場型）の方法を選択することいたしました。

(中略)

【訂正後】

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆さまの利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点を総合勘案し、今回の資金調達方法として、長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で、今後の当社の成長を見据えた投資機会を平等に提供させていただく、株主割当による新株予約権の無償発行（非上場型）の方法を選択することいたしました。なお、本新株予約権の行使価額の条件決定日を2026年1月13日に設定した理由につきましては、基準日株主（2026年1月15日）となるための最終売買日（2026年1月13日）の終値が、基準日株主の権利取得に直結する株価であることから、当該終値を基準として行使価額を決定することが適切であると判断したためです。

(中略)

【訂正前】

<メリット>

(i) 株主の皆さまへの平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆さまが保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆さまに平等な投資機会を提供するということでは、ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）と比較して行使期間を1ヶ月長くしており、当社の事業進捗等を確認のうえ、権利行使を行っていただけるというメリットを保ちながら、割当や行使を行う際の手続きの簡素化や株主の皆さまによるスキームの理解がしやすい点で優れていますと考えております。

(ii) 時価として割安な新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、基準日の直前の取引日である2025年12月30日における当社株式の終値の50%相当額とすることにより、より権利行使が行いやすいように、また早期に投資メリットを享受することを可能にいたしました。

(後略)

【訂正後】

<メリット>

(i) 株主の皆さまへの平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆さまが保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割当て、既存株主の皆さまに平等な投資機会を提供するということでは、ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）と比較して行使期間を1ヶ月長くしており、当社の事業進捗等を確認のうえ、権利行使を行っていただけるというメリットを保ちながら、割当や行使を行う際の手続きの簡素化や株主の皆さまによるスキームの理解がしやすい点で優れていますと考えております。

(ii) 時価として割安な新株予約権の行使

本新株予約権の行使価額について、2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数切捨て）とすることにより、より権利行使が行いやすいように、また早期に投資メリットを享受することを可能にいたしました。

(後略)
5

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

【訂正前】

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	25, 395, 791, 376円
② 発行諸費用の概算額	1, 391, 036, 120円
③ 差引手取概算額	24, 004, 755, 256円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、2025年11月30日時点における当社の発行済株式総数175, 143, 389

株（自己株式2, 360株を控除後）を基に本株主割当により発行される新株予約権がすべて行使された場合における発行株式数437, 858, 472株及び行使価額58円（2025年12月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値116円に0.5を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額）と仮定し、かつ、割り当てた本新株予約権が全て行使されたと仮定して算定した金額であり、最終的には、行使価額が基準日の直前の取引日である2025年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てた金額）として確定いたします。

（後略）

【訂正後】

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	25, 395, 791, 376円
② 発行諸費用の概算額	1, 391, 036, 120円
③ 差引手取概算額	24, 004, 755, 256円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、2025年11月30日時点における当社の発行済株式総数175, 143, 389

株（自己株式2, 360株を控除後）を基に本株主割当により発行される新株予約権がすべて行使された場合における発行株式数437, 858, 472株及び行使価額58円（2025年12月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値116円に0.5を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額）と仮定し、かつ、割り当てた本新株予約権が全て行使されたと仮定して算定した金額であり、最終的には、行使価額が2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てた金額）として確定いたします。

（後略）

6. 発行条件等の合理性

【訂正前】

(1) 権利行使価額及びその算定根拠等

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては、株主の皆さまによる払込みその他の手続は不要でございます。現在、当社で策定した改善策の取り組みを進め、本ファイナンスで運転資金を獲得し成長戦略の実行で収益力を向上させることが、株主価値向上・維持のために必要であり、株主・投資家の皆さまからの支援が不可欠な状況です。そのため、長らくご支援をいただいている株主の皆さまに対し、基準日の直前の取引日である2025年12月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で、今後の当社の成長を見据えた投資機会を平等に提供することを目的として行うものであることに鑑み、以下のとおり、設計しております。

(i) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の基準日の直前の取引日である2025年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前

の終値のある取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としております。なお、50%のディスカウントにつきましては、最近の当社株価動向及び今回の所要資金額の双方を踏まえ、そのうえで長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、基準日の直前の取引日である2025年12月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で投資機会を平等に提供させていただくことの趣旨の下、ディスカウント率についていくつかのパターンを検討した結果として50%が所要資金額を充足し、また株主の皆さまの行使促進にも相応に寄与するものと判断し、最適であると決定いたしました。具体的には、直近株価116円を基準として、30%（81円）、40%（69円）、50%（58円）の3水準で行使率15%、25%、35%のパターンを試算した結果、30～40%ディスカウントでは株主の行使促進効果が弱く、想定行使率が低下すると考えられるため、資金使途上想定している規模の資金を確保するには十分でない一方、50%ディスカウントでは行使促進と必要資金の確保の両立が見込まれることから、当該水準を採用するのが合理的であると判断いたしました。また、同様の株主割当スキームを採用した他社事例においても、ディスカウント率を50%としているケースが確認されており、当該水準は市場実務上も標準的であることを踏まえ、当社としても整合的な範囲内にあると判断しております。以上より、50%ディスカウントは、①資金充足性、②株主の行使意欲喚起、③市場実務との整合性の各観点から、最も合理的な設定であると考えております。そのため、行使価額の決定にあたっては、前記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（1）調達する資金の額（差引手取概算額）」記載の資金使途最大額24,004百万円を前提として、当社が必要とする資金の調達に必要な行使比率50%を確保するために既存株主の皆さまが投資機会としてメリットを感じられる金額が時価の約半額にあたる50%ディスカウントであり、行使促進を促す上で最も合理的であると判断しております。

- (ii) 当社株価は、2025年7月～10月の期間において終値113円～311円の範囲で推移し、9月上旬に300円超まで上昇した後、10月中旬には140円水準まで反落するなど、足元で変動性の高い環境が続いております。このような状況のもと、当社ではご支援をいただいております株主の皆さまへ深い謝意を表し、等比での参加機会を提供することを目的として本株主割当を設計しております。本新株予約権の行使価額を基準日の直前の取引日である2025年12月30日の時価から50%ディスカウントで発行することで株主の皆さまが参加しやすく、かつ投資メリットを実感しやすい条件としていることから、行使促進が期待できます。また、行使比率を50%程度と想定した場合、1個の新株予約権により取得できる株式数を2株とする設計では、一定数の株式を取得するために、より多くの新株予約権を行使する必要があり、その結果、株主の皆さまの投資負担が相対的に大きくなる一方、2.5株とする設計では、同一の行使価額のもとで少ない新株予約権の行使により多くの株式を取得することが可能となるため、負担を抑えつつ投資メリットを享受しやすく、より参加しやすい水準となります。このように、株主の皆さまに対して実質的な還元機会を広げるとともに、追加のファイナンスによる希薄化規模を縮小できる可能性が高まることから、本新株予約権1個の行使により当社普通株式を2.5株取得できる設計にしております。
- (iii) 本新株予約権の設計上、当社の必要とする資金を調達するため、本新株予約権1個に対して当社普通株式2.5株を取得できる設計としておりますが、既存株主の皆さまが割り当てられた本新株予約権の権利を全て行使された場合、持分比率の希薄化は生じないこととなる一方で、一部又は全部を権利行使しなかった場合には持分比率の希薄化が生じる可能性があるものの、本ファイナンスの目的として、将来的な経済・金融リスクへの備えとして、当社の資産の一部をデジタル資産として戦略的に保有するために必要な資金を調達し、権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化と中長期的な株主価値の向上を図るものであり、本新株予約権の発行数量に合理性があると判断いたしました。なお、本新株予約権の発行により当社の現在の発行可能株式総数（授権枠）が足りなくなるため、2026年2月17日開催予定の当社臨時株主総会による定款変更の決議がなされることを停止条件にしております。

（後略）

【訂正後】

6. 発行条件等の合理性

（1）権利行使価額及びその算定根拠等

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては、株主の皆さまによる払込みその他の手続は不要でございます。現在、当社で策定した改善策の取り組みを進め、本ファイナンスで運転資金を獲得し成長戦略の実行で収益力を向上させることが、株主価値向上・維持のために必要であり、株主・投資家の皆さまからの支援が不可欠な状況です。そのため、長らくご支援をいただいております株主の皆さまに対し、

2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で、今後の当社の成長を見据えた投資機会を平等に提供することを目的として行うものであることに鑑み、以下のとおり、設計しております。

- (i) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としております。なお、50%のディスカウントにつきましては、最近の当社株価動向及び今回の所要資金額の双方を踏まえ、そのうえで長らくご支援をいただいております既存株主の皆さまに対し、2026年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）で投資機会を平等に提供させていただくことの趣旨の下、ディスカウント率についていくつかのパターンを検討した結果として50%が所要資金額を充足し、また株主の皆さまの行使促進にも相応に寄与するものと判断し、最適であると決定いたしました。具体的には、直近株価116円を基準として、30%（81円）、40%（69円）、50%（58円）の3水準で行使率15%、25%、35%のパターンを試算した結果、30～40%ディスカウントでは株主の行使促進効果が弱く、想定行使率が低下すると考えられるため、資金使途上想定している規模の資金を確保するには十分でない一方、50%ディスカウントでは行使促進と必要資金の確保の両立が見込まれることから、当該水準を採用するのが合理的であると判断いたしました。また、同様の株主割当スキームを採用した他社事例においても、ディスカウント率を50%としているケースが確認されており、当該水準は市場実務上も標準的であることを踏まえ、当社としても整合的な範囲内にあると判断しております。以上より、50%ディスカウントは、①資金充足性、②株主の行使意欲喚起、③市場実務との整合性の各観点から、最も合理的な設定であると考えております。そのため、行使価額の決定にあたっては、前記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（1）調達する資金の額（差引手取概算額）」記載の資金使途最大額24,004百万円を前提として、当社が必要とする資金の調達に必要な行使比率50%を確保するために既存株主の皆さまが投資機会としてメリットを感じられる金額が時価の約半額にあたる50%ディスカウントであり、行使促進を促す上で最も合理的であると判断しております。
- (ii) 当社株価は、2025年7月～10月の期間において終値113円～311円の範囲で推移し、9月上旬に300円超まで上昇した後、10月中旬には140円水準まで反落するなど、足元で変動性の高い環境が続いている状況のもと、当社ではご支援をいただいております株主の皆さまへ深い謝意を表し、等比での参加機会を提供することを目的として本株主割当を設計しております。本新株予約権の行使価額を2026年1月13日の時価から50%ディスカウントで発行することで株主の皆さまが参加しやすく、かつ投資メリットを実感しやすい条件としていることから、行使促進が期待できます。また、行使比率を50%程度と想定した場合、1個の新株予約権により取得できる株式数を2株とする設計では、一定数の株式を取得するために、より多くの新株予約権を行使する必要があり、その結果、株主の皆さまの投資負担が相対的に大きくなる一方、2.5株とする設計では、同一の行使価額のもとで少ない新株予約権の行使により多くの株式を取得することが可能となるため、負担を抑えつつ投資メリットを享受しやすく、より参加しやすい水準となります。このように、株主の皆さまに対して実質的な還元機会を広げるとともに、追加のファイナンスによる希薄化規模を縮小できる可能性が高まるところから、本新株予約権1個の行使により当社普通株式を2.5株取得できる設計にしております。
- (iii) 本新株予約権の設計上、当社の必要とする資金を調達するため、本新株予約権1個に対して当社普通株式2.5株を取得できる設計としておりますが、既存株主の皆さまが割り当てられた本新株予約権の権利を全て行使された場合、持分比率の希薄化は生じないこととなる一方で、一部又は全部を権利行使しなかった場合には持分比率の希薄化が生じる可能性があるものの、本ファイナンスの目的として、将来的な経済・金融リスクへの備えとして、当社の資産の一部をデジタル資産として戦略的に保有するために必要な資金を調達し、権利行使による資本増強によって当社の財務基盤の強化と中長期的な株主価値の向上を図るものであり、本新株予約権の発行数量に合理性があると判断いたしました。なお、本新株予約権の発行により当社の現在の発行可能株式総数（授権枠）が足りなくなるため、2026年2月27日開催予定の当社臨時株主総会による定款変更の決議がなされることを停止条件にしております。

（後略）

株式会社エス・サイエンス第10回新株予約権発行要項

【訂正前】

(前略)

4. 基準日

2025年12月31日（以下、「基準日」という。）

5. 新株予約権の割当てがその効力を生ずる日

2026年2月18日（以下、「効力発生日」という。）

(中略)

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、基準日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）である2025年12月30日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中略)

9. 本新株予約権の行使期間

2026年3月2日から2026年5月29日までとする。

(後略)

【訂正後】

(前略)

4. 基準日

2026年1月15日（以下、「基準日」という。）

5. 新株予約権の割当てがその効力を生ずる日

2026年2月27日（以下、「効力発生日」という。）

(中略)

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、2026年1月13日（ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.5を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中略)

9. 本新株予約権の行使期間

2026年4月1日から2026年6月30日までとする。

(後略)

以上